

提案第 6 号

合併協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

合併協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 21 年 3 月 24 日提出
始良西部合併協議会
会 長 城光寺 俊和

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律第 11 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 2 農業委員会については、合併時に統合するものとし、在任特例適用後の新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、20人とする。
農業委員会の選挙については、農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項及び同法施行令第 5 条の規定を適用し、現在の町を範囲とする選挙区を設け実施する。
なお、選挙区の設置にあたっては、おおむね有権者数に比例し、農家戸数及び農地面積を勘案し現在の町ごとに次のとおり定数を定める。
加治木町の区域 6 人 始良町の区域 8 人 蒲生町の区域 6 人